

(地 445) (健 II 485)

令和 4 年 1 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

副会長 猪口 雄二

常任理事 釜 范 敏

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 1 月 5 日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、B.1.1.529 系統 (オミクロン株) の感染が確認された患者等については、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制 (以下「自宅等の療養体制」という。) が整った自治体において、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおりに対応 (以下「本件対応」という。) を可能とするものです。

この自宅等の療養体制として、各自治体においては、診断の翌日までに、経口薬投与、健康観察やオンライン診療・訪問診療の実施、パルスオキシメーター配布を可能とする体制の確保等が整っていることを確認することとされています。

そして、自宅等の療養体制が整っている自治体は、各自治体の総合的な判断のもと、感染の急拡大が確認された場合には、本件対応として、オミクロン株の患者等について、①デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと、②オミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこととされています。

「総合的な判断」の考慮要素としては、「オミクロン株患者を全員入院し続けた場合、3 週間後の病床使用率が 50%を超えることが想定されること」、「濃厚

接触者を全員宿泊施設待機とした場合、3週間後の宿泊療養施設の使用率が50%を超えることが想定されること」、「その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること」が挙げられています。

なお、本件対応を行おうとする自治体においては、あらかじめ、厚生労働省へ報告することとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関並びに郡市区医師会等への御周知いただきますようお願い致します。

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 5 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
 - ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
 - ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部事務連絡)

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下(※)、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率(確保病床数に占める使用者数の割合)が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率(確保居室数に占める使用者数の割合)が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統(オミクロン株)の患者等について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統(オミクロン株)の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること(連絡先は下記の通り)。

(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Email: variants@mhlw.go.jp